

詳細設計を行う上での主な留意事項について

2017年3月6日
資源エネルギー庁

留意事項① (ベースロード電源市場)

留意事項	概要
取り扱う商品	電気の受渡期間については、 1年を基本とすることが想定 されるが、事業者が更に 長い期間（3～5年程度）の商品を要望している ことにも留意する必要がある。
市場範囲の設定	ベースロード電源市場の市場範囲についても、基本的には 全国一律を志向 するが、 エリア間値差ヘッジ商品の開発状況等も踏まえつつ、設定 する必要がある。
市場参加者の設定	ベースロード電源市場の創設趣旨に鑑み、 新規参入者が優先的に同電源にアクセスできるように配慮する必要がある 。また、旧一般電気事業者は他エリアでは新規参入者と 同等の競争条件であることには留意する必要がある 。
市場供出量(全体・個別)	市場への全体供出量については、 新規参入者と旧一般電気事業者へのアクセス環境のイコルフットイングを図る観点から、検討を進める 必要がある。また、電源供出を求められる各事業者の供出量も、その供給能力や全国及びエリアにおける新規参入者の需要及びシェア、電源切り出し量等に鑑み、 市場が実効的なものになるよう、今後決定する 必要がある。 他方、本措置が非対称規制の側面を有することも念頭に置きつつ、単純比例的に量を増加させるのではなく、 必要に応じて供出量や新規参入者の購入可能量等について設定・見直しを行う 必要がある。
電源開発が旧一般電気事業者と締結した契約の見直し	電源開発については、保有する電源からの供出を確実に実施するため、 これまで旧一般電気事業者と締結した受給契約等を見直すことを求める こととしたが、見直し協議の円滑化を図り、かつ実効性を確保する観点から、 その基本的な考え方を国等が指針として示す ことが必要である。

留意事項②（ベースロード電源市場）

留意事項	概要
供出価格及び市場で取り扱う価値の整合性確保	電源供出を求められる各事業者は、適正な価格で供出が求められるが、その在り方について、今後、 <u>新規参入者と旧一般電気事業者の間でイコルフットイングを図る観点から、検討を進める必要がある</u> 。また、 <u>kW価値（容量）などの価値をベースロード電源市場で取り扱うか否かによって、その価格が異なる</u> ことには留意する必要がある。
常時バックアップ及び部分供給との整合性の確保	政策目的が重複する <u>既存制度（常時バックアップ及び部分供給）については、ベースロード電源市場創設と合わせて即時廃止することは志向しないものの、</u> 今後は小規模事業者に配慮しつつ、 <u>一連の卸電力市場活性化策を通じて、新規参入者が卸電力市場からの電源調達に移行することを促す必要がある</u> 。
卸電力市場活性化に向けた更なる取引の検討	電力システム改革の果実を消費者に還元することをより早期に実現するため、 <u>ベースロード電源市場の創設前にも、競争活性化や卸電力市場活性化に資する各種取組を、相互の整合性に留意しつつ、追加的に検討する必要がある</u> 。

留意事項③ (連系線利用ルール)

留意事項	概要
経過措置の設定	<p>間接オークションを導入した場合、従来ルールからの変更によって生じる影響を電源投資に配慮する観点等から、一定期間の経過措置を設ける（※）こととしているが、容量市場により、中長期的な供給力をより効率的に確保するための仕組みが設けられることになれば、投資回収の観点からは、結果として、同じ効果をもたらす可能性がある。そのため、両制度が併存する場合には、整合性を確保することが必要である。</p> <p>（※）広域機関において、既に連系線利用登録が行われている利用登録（最長平成38年3月まで）について、経過措置の対象とする方向で検討中。</p>
特定負担への対応	<p>事業者が一定の費用負担を受け入れて（特定負担）建設する連系線の場合、その他の事業者と同様に扱うことは不公平であるため、このようなケースの扱いについて検討を進めていく必要がある。</p>
長期固定電源への対応	<p>長期固定電源（原子力、揚水式を除く水力、地熱）は技術的課題等から、出力抑制や他の電源への差し替えが困難な可能性があり、長期固定電源が確実に発電し続けることが出来る措置(※)について検討を進めていく必要がある。</p> <p>（※）広域機関において、スポット市場で成行価格での約定を可能とする等の仕組みを設ける方向で検討中。</p>
既存相対契約の見直しに係る考え方についての検討	<p>新ルール導入等に伴い、既存相対契約は見直される必要があるが、個別論点毎に利害対立が先鋭化する結果、協議が円滑に進まない、市場支配力のある事業者がその支配力を行使し、見直し後も非効率や不公平等が解消しないといった事態が発生することも考えられる。そのため、こうした協議の円滑化を図る観点から、国等が協議に際しての基本的な考え方を指針等として示し、こうした指針等をベースに事業者が詳細な協議を行うことを求めていくことで、効率的で公平性が確保されたシステムの構築を目指していく必要がある。</p>

留意事項④（容量市場）

留意事項	概要
稀頻度リスクへの対応	我が国固有の稀頻度リスクである大規模災害への対応については、その必要性について一定の認識が共有されたものの、 確保する容量（電源）のコストが過大にならないよう、留意する必要がある。 そのため、またコスト適正化の観点から、 稀頻度リスクへの対応に関しては、通常の容量市場とは別の商品で対応すべき との声もあったところ、こうした声にも留意し、今後検討を進める必要がある。
小売電気事業者の短期的な負担増への配慮	小売電気事業者が確保すべき容量等を決定するに当たっては、 特に新規参入者にとって、短期的に過度な負担とならないよう留意する 必要がある。なお、長期的なコストは、理論上は、いずれの手法でも総コストは同じ値に収斂する、若しくはリスクプレミアム等の金利分、安くなると考えられる。
容量確保期間と契約期間	容量確保期間や契約期間は、電源開発のリードタイムの比較的短い再エネ等も含めてkW価値を適切に評価する等の観点から、 今後の電源開発の動向等を踏まえて決定するとともに、時間の経過による変化を調整する機能等を設け、一定の柔軟性を確保する必要がある。
系統安定化コストの適正な負担の在り方	再生可能エネルギー電気の増加に伴い、電気の安定供給を図るためのコスト（系統安定化コスト）が増加する可能性があることに鑑み、 供給側（発電等）の変動に係るコストは、その原因が特定できる場合は、関連する制度での対応も含め、供給側（発電等）に適正な負担を求めていく必要がある。
既設電源への支払の在り方	既設電源、特に償却が十分に進んだ電源については、短期的には過剰なレントが発生する可能性 がある。そのため、適切な電源の新陳代謝が行われないことを防ぐ観点から、少なくとも当面は、 新設等と既設で市場を分ける等の対応も含めて、今後検討をする必要がある。

留意事項⑤（容量市場）

留意事項	概要
公平・公正な競争環境の実現と柔軟性の確保	電源の立地や特性を踏まえた調整係数等の設定においては、客観的な数値を用いることで、 恣意性を極力排除し、公平・公正な競争環境を実現する必要がある。しかしながら、ネガワットのような新しい技術が過度に阻害されないよう、一定の柔軟性を確保する必要がある。
市場支配力を軽減する措置	容量市場の類型に問わず、事業者の創意工夫の余地を残しつつも、 既設の電源等を多く持つ支配的な事業者の市場支配力を軽減するための措置を講じ、市場原理を適切に機能させる必要がある。
他制度との整合性の確保	調整力市場（リアルタイム市場）や電源入札制度との整合性を確保し、 ダブルカウント等を防ぎつつも事業者の選択肢を過度に制限しない ようにすることで、各制度の費用対効果を最大化する必要がある。また、間接オークションの導入に伴う経過措置との整合性も確保することが必要である。
卸電力市場の厚みや需給状況を踏まえた制度設計	卸電力市場の厚みや需給状況も織り込み、容量市場を通じて、最も適切な価格指標が形成されるように留意 し、導入後も、状況変化に対応すべく、適切なタイミングで見直すことを可能とする必要がある。
実効性確保のための仕組の設定（ペナルティーの導入等）	容量市場の運用に当たって、実効性確保のための仕組（ペナルティー等）を導入することに一定の認識が共有されたものの、 需給状況や電源等の特性、小規模事業者にも留意しつつ、ペナルティーを設定する必要がある。

留意事項⑥（非化石価値取引市場）

留意事項	概要
高度化法における中間評価の在り方	高度化法における中間評価については、同法に基づく目標達成の確度を高める上で重要である。しかしながら、その在り方については、3E+Sとの整合性を図りながら、 <u>改正FIT法の施行状況や今後の非化石電源の導入状況等を踏まえつつ、慎重かつ適切に検討する必要がある。</u>
全非化石電源の証書化に向けた準備	すべての非化石電源の証書化に向け、非化石電源であることの認証手段の設置、売り手となる発電事業者のシステム対応等、取引のための環境を整備する。その際、 <u>住宅用太陽光等の小規模な電源については、証書発行に係る取引コストを低減する等の配慮を行う必要がある。</u>
競争環境等への影響	一部の事業者が自社で多くの非化石電源を保有していることで、 <u>事業者間の非化石価値へのアクセス環境に差が生じ、小売競争に与える影響等に留意する必要がある。</u> その際、非化石価値が <u>FIT制度に依存しない自立的な非化石電源を新設・維持するインセンティブを高めることについても留意する必要がある。</u>
他制度との整合性の確保	電力の小売営業に関する指針に基づく電源構成の考え方や温対法に基づくCO2排出係数制度における考え方の整理等、 <u>既存制度との調和を図る必要がある。</u>